

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や
予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがあります。転倒や自動車事故など、誰もが受傷する可能性があり、また、サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行うことで、脳しんとうを受けるリスクは高くなります。

主な症状は、頭痛、めまいなどの軽いものから、記憶障害、半身まひなど重いものまであり、また、すぐに症状が始まることもあれば、数日あるいは数か月間後に発症することもあります。さらに、脳しんとうを繰り返すと重篤な後遺症の発症や死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあります。

教育現場や家庭などでは、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

以上のことから、下記の事項が実現されますよう強く要請します。

記

- 1 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、スポーツ脳しんとうに関する国際会議が提唱し、一般社団法人日本脳神経外傷学会が推奨している脳しんとう評価ツール「SCAT2」や「SCAT3」（12歳以下の場合「チャイルドScat3」）の携帯と実施を義務付けること。
- 2 脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CTやMRIによる検査だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 3 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。
- 4 保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年3月25日

伊 那 市 議 会

衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様
文部科学大臣	馳		浩		様